

がん患者支援のための各種助成金のご案内

【問合せ】 健康推進課健康増進グループ(あいあい) ☎ 84-3316

がん患者の皆さんとその家族が自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養生活の質の向上を図ることを目的として次の支援を行っています。申請方法や必要書類など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

なお、各事業の提出書類は市ホームページからダウンロードできます。 ※各種助成金には申請期限があります。

がん患者医療用ウィッグ等購入費支援事業助成金

がん治療を受けている人の心理的負担等を軽減することを目的に、次の購入費用を助成します。



対象	次の①～③のすべてに該当する人 ① 助成金の交付を申請する日において市内に住所を有する人 ② がんの治療を受けた人または現在受けている人 ③ 過去に本助成金、または他の地方公共団体が実施する本制度と同趣旨の事業による助成金を受けていない人
対象経費	医療用ウィッグおよび頭皮保護用ネット(理美容室で行うウィッグのカット費用も含む)、補正下着等の乳房補正具、乳がん用バスタイムカバーやフローズングローブ・フローズンソックスの購入費用
助成額	医療用ウィッグ等購入額の3分の2(上限2万円)
助成回数	1回
申請期限	助成対象の購入日から1年以内

AYA世代等のがん患者に対する在宅療養支援事業

40歳未満でがんの末期状態と診断された人および家族が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常生活を送ることができるように、在宅療養を希望するがん患者に対して、在宅生活の支援に必要な費用を助成します。



対象	次の①～③すべてに該当する人 ① 支援事業の利用を申請する日および支援事業対象サービスの利用時点において、市内に住所を有している40歳未満の人 ② がんの末期状態と診断された人(在宅における療養生活の支援および介護が必要な人) ③ 本事業と同等の支援または制度による補助金等の給付を受けることができない人	
対象経費	A. 訪問介護・訪問入浴介護、福祉用具貸与	B. 福祉用具の購入
助成額	対象経費の10分の9(上限81,000円/月)	対象経費の10分の9(上限91,000円)
助成回数	上限6回	1回
申請期限	支援事業対象サービスの利用開始、または購入してから1年以内	

※生活保護法の規定に基づく被保護者については、対象経費Aの助成額は上限90,000円/月、対象経費Bの助成額は上限100,000円となります。

骨髄移植ドナー支援事業

骨髄移植を必要とする人を1人でも多く守るため、日本骨髄バンクにドナー登録し、骨髄や末梢血管細胞の提供を行った人と、その人を雇用している事業者を対象に助成金の申請を受け付けています。



	ドナー	雇用事業者
対象	骨髄または末梢血管細胞の提供を完了した日に市内に住所を有していて、日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了した人	上記のドナーが勤務している市内において事業活動を行う個人および法人など ※ドナー休暇制度を導入している事業所は対象外です
助成額	骨髄等提供のために要した通院等の日数1日につき2万円(上限7日) ※ドナー休暇制度を利用した日数を除く	ドナーが通院等に要した日のうち休暇を取得した日数1日につき1万円(上限7日)
申請期限	骨髄等の提供を完了した日から90日以内	